

弘前市子育て支援員連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、弘前市子育て支援員連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、子育て支援員相互の連携を図り、弘前市の子どもたちが心身ともに健やかに育つための支援活動の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 子育て支援員の活動に関する研修及び研究
- (2) 子育て支援に関する各種資料の収集
- (3) 関係機関・団体との連絡調整
- (4) その他前条の目的達成のために必要な業務

(事務局)

第4条 本会の事務局は、弘前市健康こども部こども家庭課に置く。

第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 本会の会員は、子育て支援員となることを希望し、弘前市長から認定された弘前市に居住する弘前市子育て支援員とする。

2 本会は、会員の居住地により別表のとおりグループを編成する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 各グループ1名以上

(役員選出)

第7条 会長及び副会長は、総会において会員の互選により選出する。

2 理事は、別表の各グループ毎に互選した者の中から会長が承認する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長が会長の職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し会務を審議し執行する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は2年とし、その再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者の就任するまで職務を行うものとする。

第3章 会 議

(会議の種別)

第10条 会議は、総会、全体会、理事会とする。

(会議の招集)

第11条 総会、全体会、理事会は、会長が招集する。ただし、役員の選任前においては、事務局がこれを執行する。

(会議の構成)

第12条 総会及び全体会は、本会の会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(総会)

- 第13条 総会は、会員の過半数が出席しなければその議事を開き、議決することができない。
- 2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって欠席の理由と総会に付議される事項についての意見を表示した者は、出席したものとみなす。
 - 3 総会の議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 総会は、次に掲げる議事を審議する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 会則の改正
 - (3) その他本会の業務に関する重要事項で総会において必要と認める事項
 - 5 会長は、総会に事務局員を出席させることができる。

(全体会)

- 第14条 会長は会員相互が情報及び意見を交換し、会員の活動内容を充実するため全体会を開催することができる。
- 2 会長は、全体会に事務局員を出席させることができる。

(理事会)

- 第15条 理事会の議事は、理事総数の過半数で決定し可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる議事を議決する。
 - (1) 業務運営の具体的方針
 - (2) 業務執行に関する事項
 - (3) 総会の提出議案
 - 3 会長は、理事会に事務局員を出席させることができる。

附 則

この会則は、平成14年10月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年7月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年7月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月23日から施行する。

グループ名	地 区 名
第1グループ	朝陽・一大・二大・三大・和徳南・時敏
第2グループ	城西・北・西・藤代
第3グループ	桔梗野・文京（安原）・清水・千年・和徳北
第4グループ	豊田・堀越・東
第5グループ	東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川・岩木・相馬